

議案第 8 4 号

交野市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

交野市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

条例案……別記

令和 5 年 1 2 月 5 日提出

交野市長 山 本 景

提案理由 特別職の職員の期末手当の支給割合を改定したいため。

交野市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案

交野市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

交野市特別職の職員の給与に関する条例（昭和36年条例第2号）の一部を次のように改正する。

第4条第3項中「100分の212.5」を「100分の217.5」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、次項の規定は、令和5年12月1日から適用する。

（経過措置）

- 2 令和5年12月に支給した期末手当に限り、この条例による改正後の交野市特別職の職員の給与に関する条例（次項において「新条例」という。）第4条第3項中「100分の217.5」とあるのは、「100分の222.5」とする。

（期末手当の内払）

- 3 新条例の規定を適用する場合には、この条例による改正前の交野市特別職の職員の給与に関する条例の規定に基づいて、令和5年12月1日を基準日として支給を受けた期末手当は、新条例の規定による期末手当の内払とみなす。